



●建築課 kenchiku@city.ishikari.hokkaido.jp
●スポーツ健康課 sportsk@city.ishikari.hokkaido.jp

●環境課 kankyoku@city.ishikari.hokkaido.jp
●社会教育課 manabee@city.ishikari.hokkaido.jp

市営・単身者住宅入居者

募集団地 市営住宅 石狩地区
(親船町) 1戸、(八幡町) 2戸/
単身者住宅 1戸

案内書配布期間 9月1日(水)～
9日(木)

配布場所 建築課・各支所・各コ
ミセン・本町簡易郵便局

受付期間 9月7日(火)～9日(木)

申込・問合せ 建築課

☎72・3144

市営墓地の空き区画

募集区画 厚田墓地(20区画)、
発足墓地(26区画)

貸付条件 ①市内在住者で、引
き続き1年以上住所を有するこ
と ②世帯主であること ③現
在、納骨するお骨があること

※1世帯につき1区画

費用 墓地使用料3万円(永代)

申込方法 9月1日(水)～15日(水)

に窓口で申し込み(申込多数時
抽選) ※申し込みには、本籍地・
続柄が記載されている住民票の
写し、火葬・埋葬許可証または寺
院などが発行する収蔵証明書が
必要です

申込・問合せ 環境課

☎72・3240 / 厚田支所市民
生活課 ☎78・2886



教育・文化

学校開放後期利用申込

対象 市内在住・在勤・在学の方
が10人以上の団体 ※20歳以上
の責任者が1人以上いること

開放期間 11月1日～平成23年
4月30日

開放施設 市内小中学校体育館
(石狩中学校除く)

費用 使用料1時間500円(厚
田区400円、浜益区300円)

申込方法 スポーツ健康課・各支
所・B&G海洋センター・各コミセ
ン(花川北・花川南・八幡)にある
申込用紙を提出

申込期間 9月1日(水)～20日
(月・祝) ※厚田区・浜益区は、
使用日の7日前まで

申込・問合せ スポーツ健康課

☎72・6123 / 厚田生涯学習
課 ☎78・2250 / 浜益生涯学
習課 ☎79・2114

カルチャーセンター 後期使用申請

本年度後期(10月1日～平成
23年3月31日)のカルチャーセン
ターの使用申請を受け付けます。

対象 原則として5人以上で構
成されている団体

開放施設 紅南小学校(和室・会

議室・音楽室・多目的室)

利用時間 9時30分～21時(音
楽室・多目的室は放課後)

休館日 毎週水曜

申込方法 市公民館にある使用
申請書を提出(郵送・アクセス可)

申込締切 9月10日(金)必着

申込・問合せ 〒061-3216 花川
北6-1-42 社会教育課
☎72・3173
☎74・2249

就学時健康診断

来年4月、小学校に入学する
お子さんを対象に健康診断を実
施します。詳しくは保護者へ10月
月上旬までにご案内します。

●就学時健康診断

日程	受付時間	開始時間	対象校区
10月30日 (土)	13:30～ 15:30	14:00～	生振小学校、紅南小学校 (花川南地区にお住まい の方)、緑苑台小学校
10月31日 (日)	8:30～ 10:30	9:00～	南線小学校(樽川地区以 外にお住まいの方)、八幡 小学校、双葉小学校
11月13日 (土)	13:30～ 15:30	14:00～	石狩小学校、花川小学校、 南線小学校(樽川地区に お住まいの方)
11月14日 (日)	8:30～ 10:30	9:00～	花川南小学校、紅南小 学校(花川北地区にお住 まいの方)

※厚田区・浜益区にお住まいの方
へは個別にご案内します

固定資産税の減額措置

申請には図面、工事明細書の写し、建築士などが発行した証明書などが必要です。
また、工事完了後3カ月以内に申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

耐震改修をした住宅 昭和57年1月1日以前に建てた住宅で、平成22年
中に住宅を耐震化する改修工事を行った場合は、120㎡を限度に翌年度から2
年間、家屋の固定資産税が1/2に減額されます。

対象 改修費用が30万円以上で、現行の耐震基準に適合する工事を行った住宅

バリアフリー改修をした住宅 平成19年1月1日以前から所在する住
宅(賃貸住宅を除く)で、平成22年中に一定の要件を満たすバリアフリー改修
工事を行った場合は、100㎡を限度に翌年度分の家屋の固定資産税が2/3に
減額されます。

対象 改修費用が30万円以上で、65歳以上の方、要介護認定・要支援認定を受け
ている方、障がいのある方のいずれかが居住する住宅

省エネルギー改修をした住宅 平成20年1月1日以前から所在する住
宅(賃貸住宅を除く)で、平成22年中に一定の要件を満たす省エネルギー改
修工事を行った場合は、120㎡を限度に翌年度分の家屋の固定資産税が2/3
に減額されます。

対象 改修費用が30万円以上で、窓または窓と併せて床・壁・天井の断熱改修(現
行の省エネ基準に適合したもの)を行った住宅(賃貸、またはほかの減額措置を受
けている場合を除く)

問合せ 税務課資産税担当 ☎72-3120
☎zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp

教育委員会の評価への意見募集

学校教育や社会教育などの **パブリックコメント**
事業について教育委員会が行った評価は?

【市の原案の概要】 教育委員会では、同委員
会が行う学校教育や社会教育などの事業につ
いての点検・評価を実施しています。教育委員会が
所管する25事業について、教育委員会が行った
評価に対するご意見を伺います。

※詳しくは市HP、あい・ボード、市役所1階情報公開コーナー、
4階施策推進担当、支所地域振興課の資料をご覧ください

【意見の提出方法】 氏名・住所・連絡先を明記
の上、文書持参・郵送・ファクス・Eメール・音
声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意
見はどなたでも提出できます。

【提出期限】 9月10日(金)

【意見の提出結果】 平成22年12月中に公表予定

【意見の提出先】 〒061-3292 協働推進・市
民の声を聴く課 ☎72-3153 ☎72-3199

☎kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

【問合せ】 施策推進担当 ☎72-3172

☎sesaku-s@city.ishikari.hokkaido.jp



●学校教育課 gakkou.k@city.ishikari.hokkaido.jp

●保健推進課 hokens@city.ishikari.hokkaido.jp

場所 りんくる
問合せ 学校教育課
☎72・3171

**子育て****乳幼児健康相談**

保健師・栄養士が発育、離乳食、育児などの相談をお受けします。お母さん同士のお話の場としても活用ください。申込不要。

日時 9月3日(金)10時～11時30分
場所 りんくる
持ち物 母子健康手帳
問合せ 保健推進課
☎72・3124

こども発達相談

就学前のお子さんの育児について、発達相談員・保健師がお子さんと一緒に遊びながら相談・アドバイス。

日時 9月8日(水)10時～15時
場所 りんくる
申込・問合せ 保健推進課
☎72・3124

歯科検診・フッ素塗布

対象 おおむね0歳～4歳児
※フッ素塗布は前回から6カ月経過後
日時 0・1・3歳代 9月15日(水)10時～11時／2・4歳代

9月28日(火)10時～11時
場所 りんくる
持ち物 母子健康手帳、歯ブラシ
問合せ 保健推進課
☎72・3124

健康・福祉**街頭献血**

日時
①9月3日(金)14時30分～17時
ラッキー花川南店(花川南9・4)
②9月10日(金)12時～17時
ビッ
グハウス花川店(樽川6・1)
③9月14日(火)9時30分～17時
イオンスーパーセンター石狩緑
苑台店(緑苑台中央1)
④9月24日(金)9時～10時 JA
いしかり花畔支店(花畔1・1)
問合せ 市献血推進協議会
☎72・3127



献血後は水分補給と十分な休息を！

障がい者総合相談支援センター「ふるっぶ」出前相談会

対象 市内在住で障がいに関する悩みなどがある本人または家族

日時 9月11日(土)10時～12時
場所 花川南コミセン

費用 無料
申込・問合せ 障がい者総合相談支援センター「ふるっぶ」
☎72・6137
※当日は☎080・4358・1166

心の健康相談【予約制】

不眠、気持ちの落ち込み、認知症、アルコール依存、引きこもりなど、本人や家族の心の健康について精神科医師・保健師が応相談。前日15時までにお申し込みください。

日時 9月14日(火)14時～16時
場所・申込・問合せ 江別保健所
石狩支所(花川北7・1)
☎74・1142

障がいのある方のための職業訓練

北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校前適性相談を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

実施期間 平成23年3月31日まで
場所・問合せ 北海道障害者職業能力開発校(砂川市焼山60)
☎0125・52・2774

国民健康保険**保険証を更新します**

国民健康保険(以下、国保)の被保険者証(以下、保険証)の有効期限は、9月30日までです。新しい保険証は、9月中旬に世帯主あてに送付します。新しい保険証は届いた時点から使用できます。期限切れの保険証は、ハサミで裁断するなどして破棄してください(市役所または各支所への返却も可)。

新しい保険証の有効期限は、原則として平成23年9月30日ですが、被保険者の年齢などにより異なります。10月以降に後期高齢者医療制度に該当する方や、現在退職者医療制度に該当している方で65歳になる方などには、有効期限が来る前に新しい保険証をお送りします。

遠隔地用保険証の申請

施設入所や修学のため、市外に住居登録している方は、同封の申請書に記入し提出してください。なお、本年3月以降に学生遠隔地証の交付を受けた方は、今回の申請は不要です。来春も必要な場合は、来年3月以降に申請してください。

短期保険証・被保険者資格証明書の交付

国保税の滞納があると、有効期限が短い「短期保険証」となる場合があります。さらに滞納が続くと、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」が交付され、医療機関では診療費用を全額支払う必要があります。

加入・脱退等の手続き

退職して職場の健康保険をやめたため国保に加入する場合や、就職して職場の健康保険に加入したため国保を脱退する場合は、14日以内に国保への届け出が必要です。届け出が遅れると、保険が使えず医療費を全額自己負担しなければならないなど不利益が生じることがあります。

問合せ 国民健康保険課 ☎72-3123
✉ kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp